横浜市記者発表資料



令和2年9月11日建築局建築指導課建築局住宅政策課



~ 管理不全な空家等への対策をさらに一歩進めます!~

(仮称)横浜市空家等の適切な管理に関する条例案の骨子について市民の皆様の御意見を募集します!

平成 27 年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、「法」)が施行されたことを受け、本市では「横浜市空家等対策計画」(平成 28 年2月策定、平成 31 年2月改定)に基づき、総合的な空家等対策を推進しています。

適切な管理が行われていない空家等は、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼし、さらには、倒壊等による 生命や身体への危険を生じさせる恐れがあるため、これまで、所有者等への指導強化や支援策の取組を進めて きましたが、今後も、空家等が増加していくことが予想される中、より一層の対策が必要です。

そこで、<u>所有者等の責務を明確にし、自主的な改善を促進します</u>。また、<u>所有者等がいない場合などは、外壁の剥離等により重大な危険が迫っているときに、行政が応急的に危険を回避する措置を講じることができるようにします。これらについて、条例案の骨子をまとめましたので、市民の皆様の御意見をお寄せください。</u>

☆ 条例案の骨子

目的 空家等の適切な管理を促進し、管理不全な空家等の防止・解消につなげます!

ポイント1 🥊

空家等の適切な管理について、法では努力規定となっている所有者等の責務を義務化します。[自主改善の促進]

ポイント2 🥊

空家等の状態を知らせる標識を、法の規定より早く、 勧告の段階で設置できるようにします。[周囲への注意喚起]

ポイント3 🥊

所有者等が不明または不存在などで改善が見込まれず、外壁の剥離等により地域住民の生命や身体に重大な危険が迫っているときには、行政が 代執行の手続きを踏まずに、応急的に危険を回避する最小限の措置ができる ようにします。

《措置の例》

通行人に怪我をさせるおそれのある 剥がれかかった外壁等の部材の撤去 など

☑ 市民意見募集(パブリックコメント)の概要

【募集期間】令和2年10月1日(木)~令和2年10月30日(金)(必着。郵送の場合は消印有効) 【提出方法】①郵送、②FAX、③電子メール、④持参(様式は自由です)

【リーフレット配布場所】市役所市民情報センター、各区役所広報相談係、建築局建築指導課ほか

【ホームページ】https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/boshu/public.html

【問合せ先】

QRコードからもアクセスできます→

横浜市建築局建築指導課建築安全担当

電話:045-671-4539 FAX:045-681-2434

☆今後の予定

令和2年11月 パブリックコメントの結果公表

令和3年2月 条例案を市会に提出

➤>> 条例案の骨子及び市民意見募集等の詳細については、【ホームページ】 をご覧ください。

お問合せ先

(条例案の骨子について) 建築局建築指導課建築安全担当課長 村上 まり子 Tel 045-671-4530 (総合的な空家等対策の推進について) 建築局住宅政策課長 松本 光司 Tel 045-671-2917

